

令和6年4月教育委員会会議録

【会議に付すべき事件】

- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 後援名義使用願の承認について |
| 議案第2号 | 後援名義使用願の承認について |
| 議案第3号 | 後援名義使用願の承認について |
| 報告第1号 | 令和6年3月熊取町議会定例会の結果報告について |
| 報告第2号 | 学校運営協議会規則の専決処分報告について |
| 報告第3号 | 小・中学校管理規則の一部を改正する規則の専決処分報告について |
| 報告第4号 | 教育支援センター規則の専決処分報告について |
| 報告第5号 | 教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の専決処分報告について |
| 報告第6号 | 熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する教育委員会規則の専決処分報告について |
| 報告第7号 | 熊取町スポーツ推進委員委嘱の専決処分報告について |
-

【その他】

後援名義使用願の承認について【報告】8件

《4月分》

小・中学校行事予定

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業予定

図書館【熊取図書館 他関係団体】事業予定

《3月分》

図書館【熊取図書館 他関係団体】事業報告

《2月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業報告

日	時	令和6年4月5日（金）午前11時30分から
場	所	役場本館3階 議場

【教育委員会定例会出席者】

教育長	吉田 茂昭
教育委員（教育長職務代理者）	梶山慎一郎
教育委員	土屋 裕睦
教育委員	鈴木 直子

大屋課長

では、議案第1号「後援名義使用願の承認について」（国際交流&イングリッシュキャンプ）ご説明させていただきます。

議案書の1ページになります。

令和6年2月29日付で、宮城復興支援センター代表理事、茂木茂樹と書いています。すみません、秀樹の間違いでございます。申し訳ございません。

茂木秀樹氏より、「国際交流&イングリッシュキャンプ」について、当委員会の後援名義使用願があったので、これを承認するというものでございます。

本案件については、新規の議案としてご審議いただくものでございます。

次の2ページ、3ページをご覧ください。

後援承認申請書になります。

行事の名称は、国際交流&イングリッシュキャンプになっております。開催日につきましては、3ページの事業開催日程のとおり、期間といたしまして2024年4月6日から2024年12月22日の日曜日までとなっております。開催場所が全6回となっております、それぞれ淡路青少年交流の家、吉備青少年自然の家といったところで開催の予定となっております。

行事の概要でございますが、その次の4ページのほうをご覧ください。違いました。3ページ。ごめんなさい、すみません、3ページです。

東日本大震災以降、子どもの心のケアが非常に重要となってまいりまして、その星印、大阪府の下に書いておりますとおり、東日本大震災・全国各地災害による児童またコロナ禍による子どもたちの心のケア支援の一助、災害の風化防止及び危機意識向上、防災意識向上、子どもたちの国際交流・多文化共生、小学校外国語活動の促進ということで、このイングリッシュキャンプというものを開催するものでございます。

参加予定人員については、各回110名となります。参加者負担については、3ページの参加費用の黒丸のところ、無償というのは、その被災された子どもたちを招待するもので、無償となっております。それ以外の子どもたちについては2万7,300円、税抜となっております。

周知の方法につきましては、ポスターの掲示だったり、この復興支援センターのホームページでの周知となっております。

廃棄物４Ｒの取組については、各キャンプで出たごみについては、キャンプ場のルール、また、この団体が主導となって処分するという
ことで聞いております。

８ページからはそれぞれの事業の予算内容、１４ページにはチラシ、
１７ページには役員名簿等が添付されておりますので、また後ほどご
覧いただければと思います。

以上、議案第１号「後援名義使用願の承認について」のご説明とい
たします。ご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願いいたし
ます。

吉田教育長

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はございませ
んでしょうか。よろしいですか。

では、議案第１号「後援名義使用願の承認について」承認としてよ
ろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

吉田教育長

議案第１号「後援名義使用願の承認について」承認とします。

では、続いて事前配付の議案書１８ページ、議案第２号「後援名義
使用願の承認について」事務局からご説明をお願いします。

大屋課長

続きまして、議案第２号「後援名義使用願の承認について」（体験
会「ボーイスカウトと遊ぼう！」）でございます。

議案書１８ページになります。

令和６年３月１２日付で、日本ボーイスカウト熊取第一団、団委員
長、池田悦子氏より、「体験会 ボーイスカウトと遊ぼう！」につい
て、当委員会の後援名義使用願があったので、これを承認するという
ものでございます。

本案件についても、新規でご審議いただくものでございます。

１９ページ、後援承認申請書をご覧ください。

行事の名称につきましては、「体験会「ボーイスカウトと遊ぼう
う！」」、開催日が令和６年４月２０日土曜日、１０時から１２時ま
で、開催場所については、熊取交流センターすまいるズ煉瓦館となっ
ております。

行事の内容につきましては、ネイチャーゲームと紙コップでロケッ
トを作り飛ばして遊ぶということで、ボーイスカウトの方と一緒に、

こういった体験を通じて自然の大切さであったり、団員の増加を図る目的で実施するものでございます。

参加予定人員は30名、参加対象者は小学生、参加者負担はございません。

周知方法につきましては、24ページにつけておりますチラシを各校に配布することにより周知するものでございます。

廃棄物4R等の取組は、会場で出たごみは分別し持ち帰るとなっております。

20ページ以降につきましては団の規則、規約、23ページには今回の実施計画書、26ページには指導者、役員の名簿がついておりますので、後ほどお目通しください。

以上、議案第2号「後援名義使用願の承認について」のご説明いたします。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

吉田教育長

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

では、議案第2号「後援名義使用願の承認について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

吉田教育長

議案第2号「後援名義使用願の承認について」承認とします。

続いて、事前配付の議案書27ページ、議案第3号「後援名義使用願の承認について」ご説明をお願いします。

大屋課長

引き続き、すみません。

では、議案第3号「後援名義使用願の承認について」(クマトリ未来へノ地図)です。

27ページになります。

令和6年3月18日付で、熊取町商工会青年部長、古田實氏より、「クマトリ未来へノ地図」について、当委員会の後援名義使用願があったので、これを承認するというものでございます。

本案件についても、新規でご審議いただくものとなっております。

28ページをお開きください。

後援承認申請書となります。

事業名が「クマトリ未来へノ地図」となっております。開催日、

2024年5月26日日曜日、開催場所は、熊取交流センターすまいるズ煉瓦館となります。

行事の概要ですが、38ページをご覧ください。

実施に至る背景ということで、熊取町でも少子高齢化、事業所数が少なくなっているという問題を抱えており、子どもたちが自主的に地域経済社会の発展や地域振興を実現する目的として、以下のとおりの事業を開催するものでございます。

目的として、まず1点目が商工会の運動を広く発信すること、2つ目が地域経済循環率向上の一端を担うと、3つ目が参加者（子ども）が学ぶこと・働くことの意義を理解し、生きることの尊さを実感する一助となることを目的に開催するものでございます。

28ページにお戻りいただきまして、入場料等はございません。

周知方法については、本町の広報、各小学校へのチラシ配布ということで、42ページにチラシのほうを添付しております。

廃棄物4Rの取組については、イベントごみの分別の徹底を行うこととしております。

添付書類といたしまして、29ページに商工会青年部の規約、35ページに事業計画書、42ページに先ほど申し上げましたチラシ、43ページに名簿等がついておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

以上、議案第3号「後援名義使用願の承認について」のご説明いたします。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

吉田教育長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問ございませんか。よろしいですか。

では、議案第3号「後援名義使用願の承認について」承認としてよろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

吉田教育長

議案第3号「後援名義使用願の承認について」承認とします。

次に、事前配付の議案書44ページ、報告第1号「令和6年3月熊取町議会定例会の結果報告について」事務局から説明願います。

巖根次長

それでは、報告第1号「令和6年3月熊取町議会定例会の結果報告

について」説明させていただきます。

事前配付の議案書44ページをご覧ください。

令和6年3月熊取町議会定例会に上程しました令和5年度熊取町一般会計補正予算（第13号）について、令和6年度熊取町一般会計予算について、教育支援センター条例について、附属機関条例の一部を改正する条例についての4件につきましては、町議会において慎重なご審議を賜り、原案どおりご可決いただきましたことをご報告申し上げます。

以上、報告第1号「令和6年3月熊取町議会定例会の結果報告について」の説明とさせていただきます。

吉田教育長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明について、ご質問等ございませんでしょうか。

では、報告第1号「令和6年度3月熊取町議会定例会の結果報告について」承認としてよろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

吉田教育長

報告第1号「令和6年度3月熊取町議会定例会の結果報告について」承認とします。

次に、事前配付の議案書45ページ、報告第2号「学校運営協議会規則の専決処分報告について」事務局から説明願います。

梶屋参事。

梶屋参事

それでは、報告第2号「学校運営協議会規則の専決処分報告について」ご説明させていただきます。

事務委任規則第2条第10号の規定による学校運営協議会規則について、同規則第4条の規定により専決処分したので、同規則第5条第2号の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

提案の理由といたしましては、附属機関条例の一部を改正する条例が令和6年3月29日に公布され、教育委員会の附属機関として学校運営協議会が設置されたことに伴い、その運営に関し必要な事項を定めるため、事務委任規則第4条の規定により専決処分したので、同規則第5条第2号の規定により報告し、承認を得るものでございます。

議案書の46ページをご覧ください。

学校運営協議会規則の主立った内容についてご説明させていただきます。

まず、学校運営協議会は、第1条に掲げておりますとおり、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的としております。

第3条には所掌事項を定めております。

1、教育課程の編成に関する事。2、学校経営計画に関する事。3、組織編制に関する事。4、学校予算の編成及び執行に関する事。5、その他対象学校の校長が必要と認めることに關し、校長が作成する基本的な方針に対し、協議会の承認を得るものとしております。また、校長は承認を得た基本的な方針に基づき、学校運営を行うものとするとしております。

続きまして、第5条には、委員の任命について規定してあります。

協議会は7人以内の委員をもって組織し、委員は校長のほか、次に掲げるもののうちから校長が推薦し、教育委員会が任命するとしてあります。具体的には保護者、地域住民、学識経験者など、各号に掲げ方の中から任命するものと考えてあります。

続いて、第7条をご覧ください。

委員の報酬は、非常勤特別職員報酬等条例に定めるところによりとしてあり、委員を担っていただく方には、年間1万2,000円の報酬をお渡しすることとしてあります。

今年度より町内1校をモデル校として学校運営協議会を設置し、地域の皆様に学校運営に参画いただき、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組んでまいりたいと考えてあります。

以上、報告第2号「学校運営協議会規則の専決処分報告について」の説明とさせていただきます。

吉田教育長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明について、ご質問等ございませんでしょうか。

では、報告第2号「学校運営協議会規則の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

吉田教育長 報告第2号「学校運営協議会規則の専決処分報告について」承認とします。

次に、事前配付の議案書51ページ、報告第3号「小・中学校管理規則の一部を改正する規則の専決処分報告について」事務局から説明をお願いします。

梶屋参事。

梶屋参事 それでは、報告第3号「小・中学校管理規則の一部を改正する規則の専決処分報告について」ご説明させていただきます。

事務委任規則第2条第10号の規定による小・中学校管理規則の一部を改正する規則について、同規則第4条の規定により専決処分したので、同規則第5条第2号の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

提案の理由といたしましては、附属機関条例の一部を改正する条例が令和6年3月29日に公布され、教育委員会の附属機関として学校運営協議会が設置されたことに伴い、それを設置する学校は学校協議会を置かないものとするため、事務委任規則第4条の規定により専決処分しましたので、同規則第5条第2号の規定により報告し、承認を得るものでございます。

52ページをご覧ください。

小・中学校学校管理規則第3条に「学校に、学校協議会を置く」とありますが、このたび学校運営協議会が設置されたことに伴い、「学校運営協議会を設置する学校は除く」をただし書きとして加えております。

以上、報告第3号「小・中学校管理規則の一部を改正する規則の専決処分報告について」の説明とさせていただきます。

吉田教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質問等ございませんでしょうか。

では、報告第3号「小・中学校管理規則の一部を改正する規則の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員 （「はい。」の声）

吉田教育長 報告第3号「小・中学校管理規則の一部を改正する規則の専決処分報告について」承認とします。

では、次に事前配付の議案書 54 ページ、報告第 4 号「教育支援センター規則の専決処分報告について」事務局から説明願います。

河井統括参事。

河井統括参事

報告第 4 号「教育支援センター規則の専決処分報告について」ご説明いたします。

事務委任規則第 2 条第 10 号の規定による教育支援センター規則について、同規則第 4 条の規定により専決処分したので、同規則第 5 条第 2 号の規定により報告し、承認を求めるものです。

提案理由としましては、教育支援センター条例が令和 6 年 3 月 29 日に公布され、教育支援センターが設置されたことに伴い、その運営に関し必要な事項を定めるため、事務委任規則第 4 条の規定により専決処分しましたので、同規則第 5 条第 2 号の規定により報告し、承認を求めるものとなっております。

55 ページをご覧ください。

教育支援センターの規則について、主立ったものについてご説明申し上げます。

教育支援センター規則の趣旨につきましては、第 1 条のほうに記載しております教育支援センターに関して必要な事項を定めるものとなっております。

第 2 条では、閉所日のほうを設定しております。基本的に原則日曜日、月曜日、水曜日、金曜日、土曜日が閉所日ということになりますので、火曜日、木曜日に開設することとなっております。

開所時間につきましては、第 3 条で、原則午前 9 時 15 分から午後 5 時 30 分までとしております。

センターが行う主な事業としましては、第 4 条のほうに記載しております不登校児童、生徒への支援に関すること、学校及び家庭に関する教育に関する相談、指導、助言に関すること等を定めております。

56 ページのほうでは、センターにはセンター長を置くこと、また所属する職員を設け、事業を運営していくこと等を規則として定めております。

以上、報告第 4 号「教育支援センター規則の専決処分報告について」のご報告とさせていただきます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

吉田教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等ございませんでしょうか

か。

では、報告第4号「教育支援センター規則の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

吉田教育長

報告第4号「教育支援センター規則の専決処分報告について」承認とします。

では、次に事前配付の議案書57ページ、報告第5号「教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の専決処分報告について」事務局から説明願います。

河合統括参事。

河井統括参事

報告第5号「教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の専決処分報告について」ご説明申し上げます。

事務委任規則第2条第10号の規定による教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について、同規則第4条の規定により専決処分しましたので、同規則第5条第2号の規定により報告し、承認を求めるものとなります。

提案理由としましては、教育支援センター条例が公布され、教育支援センターが設置されたことに伴い教育委員会の事務分掌を定め、また所要の改正を行うため、事務委任規則第4条の規定により専決処分しましたので、同規則第5条第2号の規定により報告し、承認を求めるものとなっております。

59ページの新旧対照表のほうをご覧ください。

事務分掌の第3条になります。「課の事務分掌は、次のとおりにする」ということで、（24）のところに「教育支援センターに関すること」を追記させていただいております。

学校教育課からの報告は以上となります。

吉田教育長

大屋課長。

大屋課長

すみません。その下、生涯学習推進課の改正でございます。

令和4年4月の成年年齢引下げにより、令和5年から「成人式」を「二十歳の誓い」に改めて開催しておりますが、本規則の改正ができておりませんでしたので、併せて改正を行うものです。「成人式に関

すること」を「二十歳の誓いに関すること」と改めるものでございます。

以上で、報告第5号「教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の専決処分報告について」の説明とさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

吉田教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等ございませんでしょうか。

では、報告第5号「教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

吉田教育長

報告第5号「教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の専決処分報告について」承認とします。

次に、事前配付の議案書60ページ、報告第6号「熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する教育委員会規則の専決処分報告について」事務局から説明願います。

巖根次長。

巖根次長

それでは、報告第6号「熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する教育委員会規則の専決処分報告について」説明させていただきます。

議案書60ページをご覧ください。

事務委任規則第2条第10号の規定による熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する教育委員会規則について、同規則第4条の規定により専決処分したので、同規則第5条第2号の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

提案理由です。

熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例が公布され、教育委員会が所管する手続等に関し必要な事項を定めるため、事務委任規則第4条の規定により専決処分したので、同規則第5条第2号の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分した内容についてですが、61ページをご覧ください。

熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する教育委員会規則をつけております。規則の内容ですが、「教育委

員会が所管する手続等に関する熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行については、町長が所管する手続等の例による」としてございます。

少し補足させていただきます。

令和5年5月に改正されました情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆるデジタル手続法におきまして、行政の手続等のオンライン化、また添付書類の省略に向けた情報システムの整備や業務改革の努力義務というものが規定されました。それにより、熊取町では行政手続等に関する利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図ることを目的として、今回条例を制定して、熊取町の条例等で書面により行うとされている申請や処分等について、オンラインによる申請や処分等を行うことができるというふうにされたものでございます。

これを受けまして、教育委員会の規則におきましても、書面等により行うこととされている申請や処分等について、同様にオンラインによる申請や処分等を行うことができるとさせていただくものでございます。

施行日につきましては、熊取町の条例に合わせ、令和6年4月1日からとしてございます。

簡単ではございますが、以上で報告第6号「熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する教育委員会規則の専決処分報告について」の報告を終わります。

吉田教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等はございませんでしょうか。

では、報告第6号「熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する教育委員会規則の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

吉田教育長

報告第6号「熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する教育委員会規則の専決処分報告について」承認とします。

では、次に当日配付の議案書80ページ、報告第7号「熊取町スポーツ推進委員委嘱の専決処分報告について」事務局から説明願います。

立石参事。

立石参事

当日配付の議案書を机の上に置かせていただいております。議案書が遅くなり申し訳ございませんでした。

それでは、議案書の８０ページをご覧ください。

報告第７号「熊取町スポーツ推進委員委嘱の専決処分報告について」ご説明申し上げます。

スポーツ基本法第３２条第１項の規定によるスポーツ推進委員の委嘱について、事務委任規則第４条の規定により専決処分したので、下記のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

委員につきましては、８１ページをご覧ください。

８１ページに、委員名簿をつけております。委員１０名、前回からの再任となっております。委員の方々は、スポーツ関係者、学校関係者等の方々となっております。上から、岸本敬仁さん、平峰厚正さん、幸野信寿さん、野口博美さん、清友尚子さん、西浦弘展さん、北村真紀さん、黒宮光貴さん、岸本邦彦さん、只野稔史さんの１０名でございます。任命期間は令和６年４月１日から令和８年３月３１日の２年間でございます。

以上、報告第７号「熊取町スポーツ推進委員委嘱の専決処分報告について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

吉田教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等はございませんでしょうか。

では、報告第７号「熊取町スポーツ推進委員委嘱の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

吉田教育長

報告第７号「熊取町スポーツ推進委員委嘱の専決処分報告について」承認とします。

以上で、本日の会議に付された審議すべき議案が終了いたしました。ほかに何かございませんか。

土屋委員

ちょっと戻ってもいいですか。すみません。

教えていただきたいんですけれども、56ページの先ほどの教育支援センターのところですが、6条の「センター長は、上司の命を受けて」、この上司とは、具体はどなたを指しているのでしょうか。ちょっと条例のところがうろ覚えで、学校教育課の事務分掌があって、センター長の指名は教育委員会だったんじゃないかなと思うんですけれども、この上司というのは、具体的に誰を指しているか教えてもらってもいいですか。

すみません、ありがとうございます。

吉田教育長

河井統括参事。

河井統括参事

センター長のほうが統括理事のほうになります。その上司ということになりますので、教育長が上司という形になってくると。

土屋委員

ですよね。

というのも、第7条のところに教育長が基本的に必要な事項を定めるということを書いてあって、何か別途その上司と書いているのが教育長ではないのかなというニュアンスがあったので、確認でした。

でも、あえて教育長と書かないほうがいいんですよね、きっとここでは。その下が上司と書いてあるので、職員は上司の指揮を受けということは、基本的にここ言っている上司はセンター長だなというのが分かるんですけれども、任命権者が教育長だったら、教育長と書いたほうが分かりやすいんじゃないかなと思ったんですけれども、あえてこういうときは上司と書いたほうがいいんですかね。私は専門家じゃないので、あとはお任せしますが、一応、確認が済みましたので、質問としては結構ですが、何かここ、あえて上司と書く理由が何かあるのかもしれないなと感じました。なければ教育長でもいいような気がしたんですけれどもね。

お任せいたします。単なる質問ですので。

吉田教育長

了解しました。そこもちょっと確認します。この条例あるいは規則をつくる際に、多分、他の市町の規則も参考にはさせていただいていると思うので、そういった中でこういった表現になっている。そこ、ちょっともう一回調べてみたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

土屋委員	お願いします。
吉田教育長	ほか、ございませんでしょうか。よろしいですか。 では、ないようですので、審議を終了します。
(その他報告事項)	
吉田教育長	続きまして、その他報告事項に入らせていただきます。 それでは、順次、事務局から報告願います。 杉田茜参事。
杉田（茜）参事	『後援名義使用願の承認について（第61回道徳教育研究会）P. 62より説明』
吉田教育長	ありがとうございました。 続いて、大屋課長。
大屋課長	『後援名義使用願の承認について（第55回大阪学童保育研究集会）P. 63より説明』
吉田教育長	では、続いて立石参事。
立石参事	『後援名義使用願の承認について（OSAKA HALLO CA P. 2024）P. 64より説明』 『後援名義使用願の承認について（第41回日本少年野球「泉州大会」）P. 65より説明』 『後援名義使用願の承認について（5月度公開例会（第15回わんぱく相撲泉佐野場所）P. 66より説明』
吉田教育長	ありがとうございました。 では、続いて原田館長。
原田図書館長	『後援名義使用願の承認について（リサイクルブックフェア2024）P. 67より説明』 『後援名義使用願の承認について（おはなしキャラバン2024）P. 68より説明』 『後援名義使用願の承認について（もこもこ）P. 69より説明』

吉田教育長	ありがとうございました。 続いて、坂上統括理事。
坂上統括理事	『小・中学校行事予定P. 70より説明』
吉田教育長	ありがとうございました。 続いて、大屋課長。
大屋課長	『生涯学習推進課事業予定P. 71～P. 72より説明』
吉田教育長	原田図書館長。
原田図書館長	『図書館事業予定P. 73～P. 74より説明』
吉田教育長	ありがとうございました。 報告は以上でしょうか。よろしいですか。 ほかに何かございませんか。 ないようですので、令和6年4月教育委員会定例会を閉会いたします。 どうもありがとうございました。

閉会 午後0時15分
